

I 学校経営

第1分科会 経営・ビジョン

研究課題 創意と活力に満ちた学校経営ビジョンと校長の在り方

分科会の趣旨

社会情勢が急速に変化する中で、学校は、一人一人の子どもに「生きる力」を育むという観点から、確かな学力、豊かな人間性、健やかな体をバランスよく育てていかなければならない。また、子どもに自己実現を目指す意欲や態度を育てるとともに、子どもの夢の実現を目指した学校経営を進めていくことが責務である。

さらには、今後、子どもたちが様々な課題を乗り越え、輝く未来をつくっていくために、新たな知を拓く力や、豊かな人間性をもった日本人として育成するという視点が大切である。そのためには、校長は、「生きる力」を育む教育の実現に向けた信念と学校経営ビジョンを基盤に据えながら、将来を見据えた明確な学校経営ビジョンをもち、活力ある学校運営を行い、学校改善に向けて絶えず評価・刷新しながら新たな時代の学校教育に求められる使命を意識した学校経営を推進していかなければならない。

様々な教育課題の改善や改革が進行している状況においては、校長は、まず、自校の実態から課題を明確にすることが大切である。そして、不易の部分を踏まえつつ、流行の部分にも十分目を向け、重点化と効率化を図りながら実効性のある解決を図ることが重要である。さらには、教職員が自信と誇りをもち、学校教育を推進していくようにする必要がある。加えて、学校は、保護者や地域の人々と課題を共有し、地域の中で揺るぎない存在となることが何よりも重要である。今、校長には、時代の潮流を的確にとらえる先見性と教育活動全般にわたる力強いリーダーシップの発揮が求められている。

本分科会では、子どもたちが生きる未来社会を見据えた明確な学校経営ビジョンをもち、創意と活力に満ちた学校経営を推進していくための具体的な方策を明らかにする。

リーダーシップの視点

(1) 将来を見据えた明確な学校経営ビジョンの策定

明確な学校経営ビジョンとは、目標実現への具体的な手立てや道筋が明確に示されるとともに、教職員や地域への働きかけが明瞭に意図されたものでなければならない。

また、校長は、すべての教職員に教育の担い手としての揺るぎない自信と誇りをもたせるために、子どもの未来をしっかりと見据えた学校経営ビジョンを前面に掲げ、その具現化のため方策を明確にした取組を進めさせることが重要となる。同時に、校長自身が、未来を切り拓く資質・能力を身に付けた子どもを育てるために、学校の責任者としての展望をもち、学校経営にあたることが肝要である。

このような視点から、将来を見据えた明確な学校経営ビジョンを策定していくために校長の果たすべき役割と指導性を究明する。

(2) 学校の役割を明確にした創造的な学校経営の推進

今の時代だからこそ、学校には、子どもたちの大きな夢や希望の実現に向けた教育が必要である。そのためには、教職員が未来を見据え、地球の中の日本という広い視野で物事を考え、自らの使命感と高い指導力に基づいて、社会や人類の発展に貢献できる日本人を育成することが求められている。そこに、学校としての揺るぎない存在価値がある。また、校長には、子どもに協調性や責任感等の他者と関わる力や、自立して社会で生きていくことができる力等、未来社会を生き抜くための力を育成する創造的な学校経営が求められている。

このような視点から、確かな子どもの未来を実現するための学校の果たすべき役割を明確にした学校経営ビジョンを示し、子どもの夢の実現に向けた創造的な学校経営の推進のために校長の果たすべき役割と指導性を究明する。

第1分科会「経営・ビジョン」

研究課題 「創意と活力に満ちた学校経営ビジョンと校長の在り方」

1. 「研究課題」のもつ今日的な課題性や先見性、意識改革の必要性についての解説

平成18年12月に、教育を取り巻く状況の変化などを踏まえ、教育基本法が改正され、新しい時代の教育の基本理念が明示された。また、それに伴って、教育三法の改正、教育振興基本計画の策定、学習指導要領の告示など、国の規模での教育理念と教育システムの改善が提唱されてきた。

しかし、どのような教育改革を行ったとしても、それが学校教育や教育組織の新たな確立につながらなければ、意味をなさず現状の改善はなしえない。

我が国の教育は、日本経済の不振や国際的な学力調査などの影響を受けて、日々その対処療法に汲々としているように思われる。教育の本来的な目的からして、教育施策の基本方針や具体的施策は、子どもの豊かな人間性の育成を第一に考えたものでなければならない。

このように、教育に携わるものは、常に本質的なものを見据えていなければならない。その上で、教育の専門家としてプロ意識と高い使命感、現状に追従しない改善への意欲と態度、改善すべき問題や課題の発見とその具体的解決への方策を策定し実施する必要がある。そのためには、教育の在り方、学校の在り方、教職員の在り方を見直す必要がある。そして、自校の教育活動の全てに関与しているという見方・考え方から出発して、現状改善と未来に向けた問題・課題解決のために、組織人と個人としての両面から解決を図る必要がある。

自校の教育活動を見直し、新たな視点から、教育活動を創造し、活力あふれる学校にしていくためには、次のような視点や姿勢を校長はもちろん、教職員ももつ必要がある。

- 未来からの視点で教育を展望すること
- 固定観念や過去の基準や判断を時には勇気をもって改善すること
- 現状を改善する意欲と姿勢とで、新しい価値を想像すること
- 世界に開かれた学校、地域と共に育つ学校を目指すこと
- 子どもの願いと保護者の願いとを的確に反映した教育の実現と説明責任を明確に図ること

校長は、子どもたち一人一人の個性を尊重した教育を展開していくために、学校の自主性・自律性を発揮し創意工夫を凝らした特色ある学校づくりを行っていかなくてはならない。

また、学校の権限の拡大が図られているなかで、学校がその機能を十分に果たす学校運営を行うために、個々の教職員の活動をより有機的に結び付け、一人一人の教職員が、自らの資質能力を高めつつ意欲をもって学校運営に参画し自らの役割を果たす組織的・機動的な学校運営を行う体制を整えることが必要である。

校長は、教育者としても組織の責任者としてもその資質能力を他の教職員以上に高め、教育に関する理念や識見を有し、地域や学校の状況・課題を的確に把握しながら、「卓越性に基づくリーダーシップ」を発揮するとともに、職員の意欲を引き出し、関係機関などとの連携・折衝を適切に行い、より透明性の高い組織運営を行うことで、信頼される学校づくりを進めなければならない。

2. 「研究課題」を究明する視点

(1) 将来を見据えた明確な学校経営ビジョンの策定

- ・子どもの未来をしっかりと見据え、確かな学校経営ビジョンを前面に掲げた教育計画
- ・未来を切り拓く資質と能力を身に付けた子どもを育てるための学校の責任者としての展望

(2) 学校の役割を明確にした創造的な学校経営の推進

- ・子どもが未来社会を生き抜くための基礎を育成する創造的な学校経営の推進

3. 分科会の方向性と「研究視点」に関する参考資料

小学校学習指導要領解説総則編

平成20年6月

第2章教育課程の基準第2節教育課程に関する法制 1 教育課程とその基準

教育は、その本質からして地域や学校の実態及び児童の心身の発達の段階や特性に応じて効果的に行われることが大切であり、また、各学校において教育活動を効果的に展開するためには、学校や教師の創意工夫に負うところが大きい。

このような観点から、今回の小学校学習指導要領の改訂においては引き続き各学校が一層創意工夫を生かし特色ある教育活動を進めることができるようにしている。例えば、学習指導要領に示している内容は、すべての児童に対して確実に指導しなければならないものであると同時に、個に応じた指導を充実する観点から、児童の学習状況などその実態等に応じて、学習指導要領に示していない内容を加えて指導することも可能である点（学習指導要領の「基準性」）は前回の学習指導要領と同様である。また、教科の特質に応じ目標や内容を複数学年まとめて示したり、授業の1単位時間や授業時数の弾力的な運用を可能としたりしているほか、総合的な学習の時間における各学校の創意工夫を重視しているといった点に変更はない。

したがって、各学校においては、国として統一性を保つために必要な限度で定められた基準に従いながら、創意工夫を加えて、地域や学校及び児童の実態に即した教育課程を責任をもって編成、実施することが必要である。

第3章教育課程の編成及び実施第1節教育課程編成の一般方針 1 教育課程編成の原則

(1) 教育課程の編成の主体

学校において教育課程を編成するということは、学校教育法第37条第4項において「校長は、校務をつかさどり、所属職員を監督する。」と規定されていることから、学校の長たる校長が責任者となって編成するということである。これは権限と責任の所在を示したものであり、学校は組織体であるから、教育課程の編成作業は、当然ながら全教職員の協力の下に行わなければならない。「総合的な学習の時間」をはじめとして、創意工夫を生かした教育課程を各学校で編成することが求められており、学級や学年の枠を超えて教師同士が連携協力することがますます重要となっている。

各学校には、校長、教頭のほかに教務主任をはじめとして各主任等が置かれ、それらの担当者を中心として全教職員がそれぞれ校務を分担処理している。各学校の教育課程は、これらの学校の運営組織を生かし、各教職員がそれぞれの分担に応じて十分研究を重ねるとともに教育課程全体のバランスに配慮しながら、創意工夫を加えて編成することが大切である。また、校長は、学校全体の責任者として指導性を発揮し、家庭や地域社会との連携を図りつつ、学校として統一のあるしかも一貫性をもった教育課程の編成を行うように努めることが必要である。

小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における児童生徒の学習評価及び指導要録の改善等について（通知）平成22年5月

1 学習評価の改善に関する基本的な考え方について

- (1) 学習評価を通じて、学習指導の在り方を見直すことや個に応じた指導の充実を図ること、学校における教育活動を組織として改善することが重要であること。その上で、新しい学習指導要領の下における学習評価の改善を図っていくためには以下の基本的な考え方に沿って学習評価を行うことが必要であること。

【1】きめの細かな指導の充実や児童生徒一人一人の学習の確実な定着を図るため、学習指導要領に

示す目標に照らしてその実現状況を評価する、目標に準拠した評価を引き続き着実に実施すること。

【2】 新しい学習指導要領の趣旨や改善事項等を学習評価において適切に反映すること。

【3】 学校や設置者の創意工夫を一層生かすこと。

(2) 学習評価における観点については、新しい学習指導要領を踏まえ、「関心・意欲・態度」、「思考・判断・表現」、「技能」及び「知識・理解」に整理し、各教科等の特性に応じて観点を示している。設置者や学校においては、これに基づく適切な観点を設定する必要があること。

(3) 高等学校における学習評価については、引き続き観点別学習状況の評価を実施し、きめの細かい学習指導と生徒一人一人の学習の確実な定着を図っていく必要があること。

(4) 障害のある児童生徒に係る学習評価の考え方は、障害のない児童生徒に対する学習評価の考え方と基本的には変わるものではないが、児童生徒の障害の状態等を十分理解しつつ、様々な方法を用いて、一人一人の学習状況を一層丁寧に把握することが必要であること。また、特別支援学校については、新しい学習指導要領により個別の指導計画の作成が義務付けられたことを踏まえ、当該計画に基づいて行われた学習の状況や学習の結果の評価を行うことが必要であること。

2 効果的・効率的な学習評価の推進について

(1) 学校や設置者においては、学習評価の妥当性、信頼性等を高めるとともに、教師の負担感の軽減を図るため、国等が示す評価に関する資料を参考にしつつ、評価規準や評価方法の一層の共有や教師の力量の向上等を図り、組織的に学習評価に取り組むことが重要であること。

(2) その際、学習評価に関する情報の適切な管理を図りつつ、情報通信技術の活用により指導要録等に係る事務の改善を検討することも重要であること。なお、法令に基づく文書である指導要録について、書面の作成、保存、送付を情報通信技術を活用して行うことは、現行の制度上も可能であること。

(3) 今後、国においても、評価規準等の評価の参考となる資料を作成することとしているが、都道府県等においても、学習評価に関する研究を進め、学習評価に関する参考となる資料を示すとともに、具体的な事例の収集・提示を行うことが重要であること。

平成26年度 文部科学白書

平成27年8月

第1章 教育施策の総合的推進 総論

平成18年に「教育基本法」が改正され、科学技術の進歩、情報化、国際化、少子高齢化などの今日的な課題を踏まえ、教育の基本理念が示されました。この理念の実現に向けて、「教育基本法」の規定に基づいて、政府の教育に関する総合的な計画として策定されたものが「教育振興基本計画」です。20年に政府は初めての計画を策定し、その後、様々な社会情勢の変化や、東日本大震災の発生などを踏まえ、25年6月に第2期の教育振興基本計画を策定しました。文部科学省では、教育振興基本計画に基づいて、教育基本法の理念の実現に向けた様々な施策に取り組んでいます。

また、国立教育政策研究所では、教育政策に関する総合的な国立の研究機関として、教育行政全般にわたって様々な調査研究や情報提供を行っています。

第3章 生涯学習社会の実現 総論

文部科学省では、教育基本法にのっとり、国民一人一人が自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現を目指して、生涯学習の振興に取り組んでいます。

現在、第2期教育振興基本計画に基づき、「自立」、「協働」、「創造」の三つをキーワードとする生涯学習社会の実現に向けて、学校教育の充実はもとより、社会教育、家庭教育、その他様々な場や機会に

における学習の充実・環境整備に取り組んでいます。

具体的には、生涯を通じて一人一人の潜在能力を最大限伸ばしていく観点から、大学等における社会人等の受入れの推進や、多様な学習サービスの質の保証・向上、学習成果の評価・活用、学習活動を通じた地域活動の推進、現代的・社会的な課題に対応した学習等の推進など様々な施策を集中的に実施しています。

また、地域社会の抱える課題が多様化・複雑化していることに鑑み、地域課題解決の担い手を育てるため、官民を問わず展開される社会教育を振興しています。

さらに、教育の原点である家庭教育を支援する取組においては、家庭や地域のつながりを作るとともに、教育分野と保健福祉分野の取組の連携・協力により、親子の育ちを一層支援していくことが必要です。

第2期教育振興基本計画

平成25年6月14日 閣議決定

0 前文

- 今正に我が国に求められているもの、それは「自立・協働・創造、に向けた一人一人の主体的な学び」である。
- グローバル化の進展などにより世界全体が急速に変化する中であって、産業空洞化や生産年齢人口の減少など深刻な諸課題を抱える我が国は、極めて危機的な状況にあり、東日本大震災の発生は、この状況を一層顕在化・加速化させた。これらの動きは、これまでの物質的な豊かさを前提にしてきた社会の在り方、人の生き方に大きな問いを投げ掛けている。
- これらの危機を乗り越え、持続可能な社会を実現するための一律の正解は存在しない。社会を構成する全ての者が、当事者として危機感を共有し、自ら課題探求に取り組むなど、それぞれの現場で行動することが求められる。何もしないことが最大のリスクである。幸いにして、日本には世界から評価される「人の絆」や基礎的な知識技能の平均レベルの高さなど様々な「強み」がある。これらを踏まえて、経済成長のみを追求するのではない、成熟社会に適合した新たな社会モデルを構築していくことが求められている。そのためには、多様性を基調とする「自立、協働、創造」の三つがキーワードとなる。
- そして、教育こそが、人々の多様な個性・能力を開花させ人生を豊かにするとともに、社会全体の今後一層の発展を実現する基盤である。特に、今後も進展が予想される少子化・高齢化を踏まえ、一人一人が生涯にわたって能動的に学び続け、必要とする様々な力を養い、その成果を社会に生かしていくことが可能な生涯学習社会を目指していく必要がある。これこそが、我が国が直面する危機を回避させるものである。
- 教育行政としては、このような社会、すなわち、改正教育基本法の理念を踏まえた「教育立国」の実現に向け、教育の再生を図り、何より、責任を持って教育成果の保証を図っていくことが求められる。このため、第2期計画においては、「①社会を生き抜く力の養成」、「②未来への飛躍を実現する人材の養成」、「③学びのセーフティネットの構築」、「④絆づくりと活力あるコミュニティの形成」を基本的方向性として位置付け、明確な成果目標の設定と、それを実現するための具体的かつ体系的な方策を示す。

第1部我が国における今後の教育の全体像

I 教育をめぐる社会の現状と課題 (1) 教育の使命

- 「人格の完成」や「個人の尊厳」などの普遍的な理念を継承しつつ、平成18年に改正された教育基本法においては、①知・徳・体の調和がとれ、生涯にわたって自己実現を目指す自立した個人、②

公共の精神を尊び、国家・社会の形成に主体的に参画する国民、③我が国の伝統と文化を基盤として国際社会を生きる日本人の育成を目指すことが明確にされた。このような理念を達成するためには、現下の社会経済情勢及び将来展望を十分に踏まえ、「教育立国」としてふさわしい教育の在り方を具体的に検討し、必要な政策を実行することが求められる。

II 我が国の教育の現状と課題 (1) 第1期基本計画の成果と課題

第1期計画においては、平成20年から平成29年までの10年間を通じて目指すべき教育の姿として、義務教育修了の前後に区分した以下2点を掲げており、第2期計画の実施に当たっては、第1期計画期間中における政策の検証結果を十分に踏まえる必要がある。

教職生活の全体を通じた教員の資質能力の総合的な向上方策について（答申）

中央教育審議会 平成24年8月28日

1. これからの社会と学校に期待される役割

- グローバル化や情報通信技術の進展、少子高齢化など社会の急激な変化に伴い、高度化、複雑化する諸課題への対応が必要となっており、多様なベクトルが同時に存在・交錯する、変化が激しく先行きが不透明な社会に移行しつつある。
- こうした中で、幅広い知識と柔軟な思考力に基づいて、知識を活用し、付加価値を生み、イノベーションや新たな社会を創造していく人材や、国際的視野を持ち、個人や社会の多様性を尊重しつつ、他者と協働して課題解決を行う人材が求められている。
- これに伴い、21世紀を生き抜くための力を育成するため、これからの学校は、基礎的・基本的な知識・技能の習得に加え、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力・判断力・表現力等の育成や学習意欲の向上、多様な人間関係を結んでいく力の育成等を重視する必要がある。これらは、様々な言語活動や協働的な学習活動を通じて効果的に育まれることに留意する必要がある。さらに、地域社会と一体となった子どもの育成を重視する必要がある。地域社会の様々な機関等との連携の強化が不可欠である。
- また、学校現場では、いじめ・暴力行為・不登校等生徒指導上の諸課題への対応、特別支援教育の充実、外国人児童生徒への対応、ICTの活用の要請をはじめ、複雑かつ多様な課題に対応することが求められている。加えて、社会全体の高学歴化が進行する中で教員の社会的地位の一層の向上を図ることの必要性も指摘されている。
- このため、教員がこうした課題に対応できる専門的知識・技能を向上させるとともに、マネジメント力を有する校長のリーダーシップの下、地域の力を活用しながら、チームとして組織的かつ効果的な対応を行う必要がある。
- もとより、教員の自己研鑽の意欲は高いものがあり、日本の授業研究の伝統は諸外国からも注目され、こうした自主的な資質能力向上の取組がこれまで日本の教育の発展を支えてきたとの指摘もある。今後、学校を取り巻く状況が大きく変化していく中で、そうした様々な校内・校外の自主的な活動を一層活性化し、教職員がチームとして力を発揮していけるような環境の整備、教育委員会等による支援も必要である。